

## 不適正な経理処理に係る全庁調査の結果について(平成 19 年度分)

本年の会計検査院による検査で不適正な経理処理が指摘されたことを受け、全庁調査を実施しているところですが、そのうち平成 19 年度分がまとまりましたので報告いたします。

### 1 調査の概要

#### (1) 需用費（企業会計は相当する節）

##### ア 調査対象機関

本庁（19 部局）及び地方機関（県立学校を含む 291 機関）

##### イ 調査方法等

会計検査院に準じ、需用費で執行した一覧表を作成し取引業者の帳簿類と突合

なお、取引業者の帳簿類による確認ができなかったものについては、所属長が当時の担当者から聞き取るなどの調査を実施

##### ウ 調査対象

- ・需用費（企業会計は相当する節）で執行した全てのもの（光熱水費、医薬品等は除外）
- ・本庁は取引の多い業者、地方機関はすべての取引について実施

#### (2) 賃金、旅費（企業会計は相当する節）

##### ア 調査対象機関

本庁（19 部局）及び地方機関（県立学校を含む 291 機関）

##### イ 調査方法等

- ・会計検査院に準じ調査
- ・賃金は、雇用された臨時職員が当該国庫補助事業と無関係の部署に配置されていないか
- ・旅費は、職員が当該国庫補助事業と直接関係のない用務で出張していないか

##### ウ 調査対象

- ・国庫補助を受けて実施した事業に係る賃金及び旅費

## 2 調査結果の概要

### (1) 調査実施状況

#### ア 需用費

(単位：千円)

区分	調査対象 A		業者元帳等との突合B		割合		職員からの 聞取調査 C		計 D (B+C)		割合		
					B / A						D / A		
	延業者数	金額	延業者数	金額	延業者数	金額	延業者数	金額	延業者数	金額	延業者数	金額	
一般会計 特別会計	83,398	5,266,903	68,885	4,525,062	82.6%	85.9%	10,561	582,714	79,446	5,107,776	95.3%	97.0%	
公営 企業 会計	企業庁	2,228	2,096,087	2,128	2,086,809	95.5%	99.6%	69	2,979	2,197	2,089,788	98.6%	99.7%
	病院事業庁	4,315	570,221	2,682	435,589	62.2%	76.4%	794	65,080	3,476	500,669	80.6%	87.8%
計	89,941	7,933,211	73,695	7,047,460	81.9%	88.8%	11,424	650,773	85,119	7,698,233	94.6%	97.0%	

(注) D / A が 100% に満たないのは、業者の倒産や協力が得られなかったことなどによる。

#### イ 賃金・旅費

(単位：千円)

区 分		調査対象額
賃 金	一般会計・特別会計	204,018
	公営企業会計	1,950
	計	205,968
旅 費	一般会計・特別会計	140,894
	公営企業会計	204
	計	141,098
合 計		347,066

(2) 会計検査院の实地検査と同様の基準の下で、不適正な経理処理と認められる需用費及び補助の対象外とした賃金、旅費

(単位：千円)

区 分	金 額
需用費	163,543
賃 金	13,069
旅 費	55,068
合 計	231,680

- ・需用費については、国庫補助・単独を問わず全ての事業
- ・賃金・旅費については、国庫補助を受けて実施した事業
- ・会計検査院の实地検査の基準は5ページの参考のとおり

(3) 需用費における不適正な経理処理の状況

(単位：千円)

区 分		金 額	該 当 機 関
本 庁	翌年度納入	1 1	病院事業庁
地方機関	預 け 金	8 , 2 4 1	尾張建設事務所始め4機関
	一 括 払	4 8 6	農業大学校始め7機関
	差 替 え	2 0 , 1 3 5	知多事務所始め98機関
	翌年度納入	8 0 , 8 8 4	尾張事務所始め171機関
	前年度納入	5 3 , 7 8 6	東京事務所始め220機関
	小 計	1 6 3 , 5 3 2	
計		1 6 3 , 5 4 3	

(4) 不適正な経理処理で購入した主な物品

品 名	数 量
パソコン	15台
プリンタ	5台
デジタルカメラ	23台
机、椅子等の什器類	224個

(5) 平成19年度分の調査結果では、私的な流用や用途不明金は認められなかった。

(6) 平成19年度分の需用費の調査に係る国庫補助金については、今後関係省庁及び会計検査院と協議し対応する。

3 会計検査院の实地検査結果と今回の調査結果との比較

(1) 調査対象期間

会計検査院検査	今回調査
平成14年度～平成18年度(5年間)	平成19年度

(2) 調査対象機関数

区 分	会計検査院検査	今回調査
本 庁	2部局	19部局
地方機関	16機関	291機関

(3) 調査対象事業

区分	会計検査院検査	今回調査
需用費	農水省及び国交省所管の補助事業に係る需用費	すべての需用費
賃金・旅費	農水省及び国交省所管の補助事業に係る賃金・旅費	国庫補助事業に係る賃金・旅費

(4) 会計検査院の現地検査と今回調査との比較

(単位：千円)

区分	不適正な経理処理						補助の対象外		計
	需用費						賃金	旅費	
	預け金	一括払	差替え	翌年度 納入	前年度 納入	小計			
会計検査院検査	65,963	16,744	44,481	34,233	10,922	172,343	26,352	111,772	310,467
今回調査	8,241	486	20,135	80,895	53,786	163,543	13,069	55,068	231,680

調査結果の資料は、次のとおり

1 不適正な経理処理の総括表

1 - 1 不適正な経理処理の部局別、本庁・地方機関別内訳

1 - 2 不適正な経理処理の地方機関別内訳

(別冊) 容量の関係上ページ掲載しておりません。

2 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(総括表)

2 - 1 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(一般会計・特別会計の計)

2 - 2 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(公営企業会計の計)

2 - 3 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(総務部の地方機関)

2 - 4 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(県民生活部の地方機関)

2 - 5 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(環境部の地方機関)

2 - 6 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(健康福祉部の地方機関)

2 - 7 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(産業労働部の地方機関)

2 - 8 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(農林水産部の地方機関)

2 - 9 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(建設部の地方機関)

2 - 10 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(教育委員会の地方機関)

2 - 11 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(企業庁の地方機関)

2 - 12 不適正な経理処理により取得した物品の態様別一覧(病院事業庁の地方機関)

## 参 考

### 需用費

預 け 金	納品がないにもかかわらず、業者から請求書等を提出させて支払い、業者に一時的に預け金として保有させ、後日、別の物品を納入させること。
一 括 払	正規な手続を経ず、業者に随時物品を納入させ、後日、納品とは異なる物品の支払書類を作成し、支出すること。
差 替 え	納品させたものとは別の特定した品名に書き換えた見積書等を業者から提出させ、支出すること。
翌年度納入	実際の納品・検査は4月1日以降にもかかわらず、支払書類には3月31日以前に納品・検査を行ったような記載をして支出すること。
前年度納入	実際の納品・検査は3月31日以前にもかかわらず、支払書類には4月1日以降に納品・検査を行ったような記載をして支出すること。

### 賃金・旅費

賃金(補助の対象外)	国庫補助事業とは無関係の部署の臨時職員に対して、補助事務費から賃金を支払ったもの。
旅費(補助の対象外)	<p>国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して補助事務費から旅費を支払ったもの。(会計検査院の現地検査の際に示された「対象外とする事例」を基準として、該当するものを拾い出し集計した。)</p> <p>【具体例】</p> <p>辞令交付、あいさつ回り、人事異動に伴う事務引継ぎ等通常業務補助事業に関係のない事業の竣工検査、用地交渉その他調整連絡補助事業と関係のないイベント事業(フェスティバル)への参加 起工式など記念式典の出席 管内視察及びその随行 各種協議会・期成同盟会等任意団体の総会、決起集会の参加 新規採用職員研修等補助事業に関係のない研修等への参加 外郭団体等が主催するセミナー・シンポジウム等のうち補助事業に直接関係しない研修等への出席 その他補助事業との直接の関連性が認められない出張</p>